

東大阪市新水道庁舎整備事業
実施方針、要求水準書（案）の修正について
【新旧対照表】

令和6年7月8日

東 大 阪 市

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
1	3	第1	1	(4)	③	-	-	事業期間終了時の措置	なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業期間終了日の2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。)	なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業期間終了日の2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業契約期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。)
2	3	第1	1	(5)	-	-	-	本事業の対象範囲	本事業の対象範囲となる施設は、以下に掲げるものとする(東大阪市新水道庁舎の建築、設備、家具、什器・備品、外構、その他事業予定地内の全ての工作物等を含めて総称して「本施設」という)。	本事業の対象範囲となる施設は、以下に掲げるものとする(東大阪市新水道庁舎の建築、設備、什器・備品、外構、その他事業予定地内の全ての工作物等を含めて総称して「本施設」という)。
3	5	第1	1	(9)	-	-	-	事業スケジュール(予定)	事業契約締結 令和7年2月 事業期間 事業契約締結日～維持管理期間終了日 設計・建設工事 事業契約締結日～令和9年12月末日まで 引渡し日 令和9年12月末日まで 開庁準備期間 引渡し日～令和10年3月まで(3ヶ月程度) 供用開始日 令和10年4月 維持管理期間 引渡し日～令和25年3月31日	事業契約締結 令和7年3月下旬 事業期間 事業契約締結日～令和25年3月31日 設計・建設工事 事業契約締結日～令和10年3月末日まで 引渡し日 令和10年3月末日まで 開庁準備期間 引渡し日～供用開始日の前日(1ヵ月程度) 供用開始日 令和10年5月上旬 維持管理期間 引渡し日～令和25年3月31日
4	5	第1	1	(9)	-	-	-	事業スケジュール(予定)	※引渡し日及び供用開始日は、それぞれの期限を示すものであり、事業者の提案による前倒し等を妨げるものではない。	※引渡し日及び供用開始日は、それぞれの期限を示すものであり、事業者の提案による前倒し等を妨げるものではない。ただし、引渡し日及び供用開始日を前倒した場合でも、維持管理期間終了日の前倒しは行わない。

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
5	7	第2	2	(1)	-	-	-	募集及び選定スケジュール	令和6年4月24日(水) 実施方針及び要求水準書(案)の公表 令和6年5月17日(金) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問受付締切 令和6年6月中旬 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・回答の公表 令和6年6月下旬 特定事業の選定及び公表 令和6年7月中旬 入札の公告、入札説明書等の公表 令和6年7月下旬 入札説明書等に関する第1回質問受付締切 令和6年8月上旬 入札説明書等に関する第1回質問回答の公表 令和6年9月上旬 入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付締切 令和6年9月中旬 入札説明書等に関する第2回質問受付締切 令和6年9月下旬 資格審査結果の通知 令和6年10月上旬 入札説明書等に関する第2回質問回答の公表 令和6年11月上旬 入札提出書類(提案書)の受付締切 令和6年12月下旬 落札者の決定及び公表 令和7年1月下旬 基本協定の締結 令和7年2月下旬 事業契約の締結	令和6年4月24日(水) 実施方針及び要求水準書(案)の公表 令和6年5月17日(金) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問受付締切 令和6年6月17日(月) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・回答の公表 令和6年6月24日(月) 要求水準書(案)修正版の公表・質問受付開始 令和6年7月8日(月) 要求水準書(案)修正版に関する質問受付締切 令和6年7月8日(月) 要求水準書(案)修正版に関する質問・回答の公表 令和6年7月中旬 特定事業の選定及び公表 令和6年7月中旬 入札の公告、入札説明書等の公表 令和6年7月下旬 入札説明書等に関する第1回質問受付締切 令和6年7月下旬 入札説明書等に関する個別対話受付締切 令和6年8月上旬 入札説明書等に関する個別対話の実施 令和6年8月下旬 入札説明書等に関する第1回質問回答の公表 令和6年9月下旬 入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付締切 令和6年10月上旬 入札説明書等に関する第2回質問受付締切 令和6年10月下旬 資格審査結果の通知 令和6年11月上旬 入札説明書等に関する第2回質問回答の公表 令和6年11月下旬 入札提出書類(提案書)の受付締切 令和7年1月下旬 落札者の決定及び公表 令和7年2月下旬 基本協定の締結 令和7年3月下旬 事業契約の締結
6	8	第2	2	(2)	②	-	-	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答	本市は、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答を令和6年6月中旬までに本市ウェブサイトにおいて公表する。	本市は、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答を令和6年6月17日(月)に本市ウェブサイトにおいて公表する。
7	8	第2	2	(2)	③	-	-	<入札公告前の募集手続等>	-	③ 要求水準書(案)修正版に関する質問及び意見の受付 要求水準書(案)修正版に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。 iii) 受付期間 要求水準書(案)修正版公表の日～令和6年6月24日(月)午後5時 iv) 受付方法 「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問意見書」(様式1)に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。
8	8	第2	2	(2)	④	-	-	<入札公告前の募集手続等>	-	④ 要求水準書(案)修正版に関する質問及び意見への回答 本市は、要求水準書(案)修正版に関する質問及び意見への回答を令和6年7月8日(月)に本市ウェブサイトにおいて公表する。
9	8	第2	2	(2)	⑥	-	-	特定事業の選定及び公表	④特定事業の選定及び公表 本市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を令和6年6月下旬までに、本市ウェブサイトにおいて公表する。	⑥特定事業の選定及び公表 本市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を令和6年7月8日(月)に、本市ウェブサイトにおいて公表する。

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
10	9	第2	2	(2)	③	-	-	<入札公告以降の募集手続等>	-	③ 入札説明書等に関する個別対話の実施 本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、本市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。 実施日時は8月上旬頃を予定し、受付期間、受付方法、実施場所及び対話の内容の公表方法については、入札説明書等において示す。
11	9	第2	2	(2)	③	-	-	入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付、資格審査の結果	③ 入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付、資格審査の結果 入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出すること。受付期間は、入札説明書等の公表の日から令和6年9月上旬までを予定している。受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。資格審査の結果は、令和6年9月下旬に通知する。	④ 入札参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付、資格審査の結果 入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出すること。受付期間は、令和6年9月下旬までを予定している。受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。資格審査の結果は、令和6年10月下旬に通知する。
12	9	第2	2	(2)	④	-	-	入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答	④ 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答 入札説明書等に関する第2回の質問の受付期間は、入札説明書等に関する第1回質問の回答公表から令和6年9月中旬までを予定している。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。	⑤ 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答 入札説明書等に関する第2回の質問の受付期間は、入札説明書等に関する第1回質問の回答公表から令和6年10月上旬までを予定している。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。
13	9	第2	2	(2)	⑤	-	-	入札提出書類(提案書)の受付	⑤ 入札提出書類(提案書)の受付 資格審査を通過した入札参加者は、本事業に関する入札提出書類(提案書)を提出すること。受付期間は、令和6年11月上旬までを予定している。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。	⑥ 入札提出書類(提案書)の受付 資格審査を通過した入札参加者は、本事業に関する入札提出書類(提案書)を提出すること。受付期間は、令和6年11月下旬までを予定している。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。
14	9	第2	2	(2)	⑥	-	-	落札者の決定及び公表	⑥ 落札者の決定及び公表 令和6年12月下旬までに落札者を決定し、本市ウェブサイトにおいて公表する。	⑦ 落札者の決定及び公表 令和7年1月下旬までに落札者を決定し、本市ウェブサイトにおいて公表する。
15	10	第2	3	(1)	-	-	-	入札参加者の構成	① 入札参加者は、次のi)～vi)に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすること。入札参加グループは、代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とすること。	① 入札参加者は、次のi)～vi)に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすること。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とすること。
16	10	第2	3	(1)	-	-	-	入札参加者の構成	② 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業(以下「協力企業」という。)として、入札参加表明書において明記すること。	② 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、入札参加表明書において明記すること。

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
17	13	第2	3	(4)	④	-	-	建設企業の資格	④ 入札にあたり、<u>新しく</u>経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を提出すること。 1社で業務を実施する企業及び複数で業務を実施する場合の統括する建設企業が市内業者の場合は、総合点(直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)と発注者別評価点の合計)が1,300点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)が1,300点以上とする。 複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業(2社又は3社による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業)が市内業者の場合は、総合点(直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)と発注者別評価点の合計)が880点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)が880点以上とする。 <u>なお、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みた入札要件の取扱いとして、市外業者の入札参加条件を市内・準市内業者より、発注基準表に示す区分の一段上の区分に原則設定するものとする。</u>	④ 入札にあたり、<u>入札参加資格要件の確認基準日時点で最新の</u>経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を提出すること。 1社で業務を実施する企業及び複数で業務を実施する場合の統括する建設企業が市内業者の場合は、総合点(直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)と発注者別評価点の合計)が1,300点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)が1,300点以上とする。 複数で業務を行う場合の統括する建設企業以外の建設企業(2社又は3社による特定建設工事共同企業体の構成企業となる企業)が市内業者の場合は、総合点(直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)と発注者別評価点の合計)が880点以上とし、準市内業者及び市外業者の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点(P)が880点以上とする。
18	21	第4	1	(1)	-	-	-	所在地	東大阪市荒本一丁目36-1、36-41番地	東大阪市荒本一丁目36-1、36-41
19	21	第4	1	(2)	-	-	-	敷地面積	約3,938.35㎡	3,938.35㎡

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	—	—	—	—	—	—	—	目次	—	資料19電源車の仕様 資料20現状のゴミ排出量 資料21監視制御設備のイメージ図 資料22現水道庁舎の訓練スペース現況図
2	7	第1	1	(8)	—	—	—	事業スケジュール(予定)	事業契約締結 令和7年2月 事業期間 事業契約締結日～維持管理期間終了日 設計・建設工事 事業契約締結日～令和9年12月末日まで 引渡し日 令和9年12月末日まで 開庁準備期間 引渡し日～令和10年3月まで(3ヶ月程度) 供用開始日 令和10年4月 維持管理期間 引渡し日～令和25年3月31日	事業契約締結 令和7年3月下旬 事業期間 事業契約締結日～令和25年3月31日 設計・建設工事 事業契約締結日～令和10年3月末日まで 引渡し日 令和10年3月末日まで 開庁準備期間 引渡し日～供用開始日の前日(1カ月程度) 供用開始日 令和10年5月上旬 維持管理期間 引渡し日～令和25年3月31日
3	7	第1	1	(8)	—	—	—	事業スケジュール(予定)	※引渡し日及び供用開始日は、供用開始の期限を示すものであり、事業者の提案による早期供用開始等を妨げるものではない。	※引渡し日及び供用開始日は、供用開始の期限を示すものであり、事業者の提案による早期供用開始等を妨げるものではない。ただし、引渡し日及び供用開始日を前倒した場合でも、維持管理期間終了日の前倒しは行わない。
4	12	第1	4					遵守すべき法制度等	35)東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱	35)東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱
5	13	第1	5	(1)	①	—	—	所在地	東大阪市荒本一丁目36-1、36-41番地	東大阪市荒本一丁目36-1、36-41
6	13	第1	5	(1)	②	—	—	敷地面積	約3,938.35㎡	3,938.35㎡
7	13	第1	5	(2)	—	—	—	事業予定地条件	事業予定地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。	事業予定地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。※資料及び閲覧資料はあくまで参考とし、現況と異なる場合は現況を優先する。
8	24～25	第2	1	(4)	②	—	—	環境保全・環境負荷低減	本施設は、ZEB Ready認証を取得することとし、認証取得にかかる費用は事業者が負担するものとする(当該認証基準を超える提案も可とする。)。なお、ZEB認証に関して、認証後から建築物の竣工までの間に提出書類の内容に変更が発生した場合、変更後の内容に応じて、再度認証を取得すること。	本施設は、ZEB Ready認証を取得することとし、認証取得にかかる費用は事業者が負担するものとする(当該認証基準を超える提案も可とする。)。なお、ZEB認証に関して、認証後から建築物の引渡しまでの間に提出書類の内容に変更が発生した場合、変更後の内容に応じて、再度認証を取得すること。
9	26	第2	1	(5)	④	—	—	構造計画	また、将来の間取り変更に柔軟に対応できるよう耐震壁の配置等や柱スパン等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。	また、将来の間取り変更に柔軟に対応できるよう耐震壁の配置や柱スパン等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。
10	27	第2	1	(6)	①	—	(k)	共通	ICカード等にて、照明設備・セキュリティシステム・空調換気設備を諸室ごとに一元管理できるシステムとすること。	諸室ごとの照明設備・セキュリティシステム・空調換気設備は、ICカード等による一元管理とするなど、管理のしやすさに配慮したシステムを計画すること。
11	30	第2	1	(6)	②	エ	(a)	テレビ電波障害防除設備	ア テレビ電話障害防除設備 (a) テレビ電話障害調査を実施し、本施設の建設(工事中を含む)にともない、近隣に電波障害が発生する場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行うこと。	ア テレビ電波障害防除設備 (a) テレビ電波障害調査を実施し、本施設の建設(工事中を含む)にともない、近隣に電波障害が発生する場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行うこと。

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
12	31	2	1	(6)	②	カ	(a)	電源車等接続	商用電源や自家発電設備等の代替として、災害時等の給電の一部をまかなえるように仮設電源の導入を想定した回路計画とすること。	商用電源や自家発電設備等の代替として、災害時等の給電の一部をまかなえるように仮設電源の導入を想定した回路計画とすること。 <u>なお、電源車の電源容量は「資料19 電源車の仕様」を参照すること。</u>
13	34	第2	1	(6)	⑤	ア	(d)	昇降機設備	設備機器メンテナンスや機器更新、救急搬送、什器・備品搬出入、危険物搬出入、ごみ搬出などが支障なく行えるよう、 <u>間口にも一定余裕がある荷物搬出入用昇降機を設置すること。</u> また、一般乗用と荷物搬出入用の <u>縦動線は相互干渉しないように配置に留意すること。</u>	一般乗用と荷物搬出入用を兼用することも可とする。 <u>設備機器メンテナンスや機器更新、救急搬送、什器・備品搬出入、危険物搬出入、ごみ搬出などが支障なく行えるよう、一定余裕がある間口とすること。</u> また、一般乗用と荷物搬出入用を <u>別々に設置する場合には、縦動線は相互干渉しないように配置に留意すること。</u>
14	42	第2	2	(3)	-	-	-	諸室ごとの要件 中央監視室	情報機器の設置は事業範囲外とするが、「資料9 参考機器リスト」に基づき、必要な電源容量を確保すること。	情報機器の設置は事業範囲外とするが、「資料9 参考機器リスト」及び「 <u>資料21 監視制御設備のイメージ図</u> 」に基づき、必要な電源容量を確保すること。
15	42	第2	2	(3)	-	-	-	諸室ごとの要件 災害対策本部	・廊下等から出入できることとするが、中央監視室、防災倉庫(軽量)及び第1・2会議室と隣接し、災害対策本部から各部屋へも直接出入できる計画とすること。	・廊下等から出入できることとするが、中央監視室、防災倉庫(軽量)及び第1・2会議室と <u>近接し、災害対策本部と各部屋のアクセスに配慮した計画とすること。</u>
16	52	第2	2	(4)	⑤	-	(a)	訓練スペース	エアーバック式止水機器や断水コマ、クランプなどによる応急止水の操作訓練、水圧データロガーの設置方法の訓練やメーター取替など水道関係機器操作訓練が行える設備を設置すること。	<u>「資料22 現水道庁舎の訓練スペース現況図」を参考に、エアーバック式止水機器や断水コマ、クランプなどによる応急止水の操作訓練、水圧データロガーの設置方法の訓練やメーター取替など水道関係機器操作訓練が行える設備を設置すること。</u>
17	53	第2	2	(4)	⑧	-	(a)	ごみ集積所	水道庁舎からのごみの搬出及びごみ収集車のアクセスを考慮した位置に、ごみ集積所を整備すること。	<u>「資料20 現状のゴミ排出量」を参考に、水道庁舎からのごみの搬出及びごみ収集車のアクセスを考慮した位置に、ごみ集積所を整備すること。</u>
18	57	第3	2	(1)	-	-	-	業務期間	令和9年12月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。新水道庁舎は令和10年4月に供用を開始する予定である。また、什器備品の調達・設置については、 <u>工事完了後から供用開始までに、その設置を終えるものとする。</u>	令和10年3月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。新水道庁舎は令和10年5月上旬に供用を開始する予定である。また、什器備品の調達・設置については、 <u>本市と協議の上、工事完了後から引渡しまでの指定する時期までに、その設置を終えるものとする。</u>
19	65	第4	1	(3)	-	-	-	移転スケジュール	水道庁舎の竣工後、本市が作成する移転スケジュールに協力すること。なお、詳細なスケジュールは事業者と協議して決定するものとする。	本市が作成する移転スケジュールに協力すること。なお、詳細なスケジュールは事業者と協議して決定するものとする。
20	72	第6	1	(4)	-	-	-	維持管理業務計画書	なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の12月末日(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、本施設の維持管理業務開始予定日の <u>6ヶ月前</u>)までに本市に提出し、本市の承認を得ること。	なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の12月末日(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、本施設の維持管理業務開始予定日の <u>6ヵ月前</u>)までに本市に提出し、本市の承認を得ること。
21	80	第6	6	(3)	-	-	(b)	廃棄物処理業務	本施設から発生する廃棄物等は、適正に分別、保管、 <u>収集、運搬、処分(再生を含む)等を行うこと。</u>	本施設から発生する廃棄物等は、適正に分別、保管等を行うこと。 <u>なお、本施設から発生する廃棄物等の収集、運搬、処分(再生を含む)は本市が行う。ただし、維持管理業務の実施に係り発生する一般廃棄物以外(建物・設備の保守・修繕に伴い発生する廃棄物や更新時に廃棄が必要な什器・備品等)の処理等については、事業者が行うこと。</u>

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
22	80	第6	6	(3)	-	-	(d)	廃棄物処理業務	<u>(d) ごみ集積所に集積されたごみは事業者がごみ収集車を手配し、搬出すること。なお、廃棄物処理業者との契約は、事業者が直接実施するものとし、廃棄物の敷地外への運搬及び処分は、事業者の業務範囲内とする。</u>	削除
23	80	第6	6	(3)	-	-	(e)	廃棄物処理業務	<u>(e) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門の業者により業務を遂行すること。</u>	削除
24	80	第6	6	(3)	-	-	(h)	廃棄物処理業務	<u>(h) 廃棄物の再生利用が可能なものについては、積極的に取り組むこと。</u>	削除
25	80	第6	6	(3)	-	-	(j)	廃棄物処理業務	<u>(j) ごみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて適正に処理を行うこと。</u>	削除
26	84	第6	10	(1)	-	-	(b)	長期修繕(保全)計画及び大規模修繕計画の作成	長期修繕(保全)計画及び大規模修繕計画は、維持管理業務開始予定日の6ヶ月前までに本市に提出し、本市の承認を得ること。	長期修繕(保全)計画及び大規模修繕計画は、維持管理業務開始予定日の6ヵ月前までに本市に提出し、本市の承認を得ること。
27		資料6						職員数整理表	水道企画室	水道経営室
28		資料7						必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表	災害対策本部 セキュリティレベル:4b 第1会議室、第2会議室 セキュリティレベル:4b	災害対策本部 セキュリティレベル:3a 第1会議室、第2会議室 セキュリティレベル:3a
29		資料10						セキュリティ区分に関する資料	(3)防犯エリアの立入区分 執務エリア:Lv.3b 委託エリア:Lv.4a	(3)防犯エリアの立入区分 委託エリア:Lv.3b 執務エリア:Lv.4a
30		資料12						公用車一覧	給水車 長さ518cm・幅169cm・高さ226cm	給水車 長さ499cm・幅169cm・高さ223cm
31		資料19						電源車の仕様	—	資料の追加
32		資料20						現状のゴミ排出量	—	資料の追加
33		資料21						監視制御設備のイメージ図	—	資料の追加

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
34		資料 22						現水道庁舎の 訓練スペース 現況図	—	資料の追加